

# 史跡カリンバ遺跡整備基本計画書

## <概要版>

### ◇目次

- 基本計画策定委員会名簿……巻頭
- 計画の枠組み ……1～2p
- 保存経緯と指定地の状況……3～4p
  
- 整備基本計画 ……5p～
  - ◆整備項目 ……5p
  - ◆整備基本方針 ……6p
  - ◆ガイダンス施設 ……6～7p
  - ◆埋蔵文化財センター…7～9p
  - ◆体験工房 ……9～10p
  
- 運営及び体制 ……10p
- 利用計画 ……10p
- 今後の進め方 ……10p

平成 28 年 3 月

北海道恵庭市教育委員会

本書は、北海道恵庭市黄金南5丁目12-2及び黄金中央5丁目216-7ほかに所在する史跡カリンバ遺跡整備基本計画書及び史跡カリンバ遺跡整備基本計画書別冊 恵庭市埋蔵文化財センター編の概要版(抜粋)です。

本計画案策定にあたっては、史跡カリンバ遺跡整備基本計画策定委員会を組織し、平成24年度から平成26年度にかけて検討を行いました。平成27年度には、庁内会議を行い、計画案を計画として位置付けました。委員及びオブザーバーは以下のとおりです。

なお、()内の所属は平成26年4月1日現在です。

- 【委員長】 故畑 宏明(財団法人北海道埋蔵文化財センター副理事長)
- 【副委員長】 山田 悟郎(元北海道開拓記念館学芸員)
- 【委員】 大萱 昭芳(デザイン文化研究室)
- 岡田 宏一(社団法人恵庭観光協会事務局長)
- 神長 敬(株式会社KITABA取締役副社長)
- 中村 誠一(黄金南町内会会長)
- 松村 博文(札幌医科大学医学部教授)
- 山口 文子(カリンバの会会長)
- 【オブザーバー】 内田 和伸(文化庁文化財部記念物課文化財調査官)
- 西脇 対名夫(北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課主幹)
- 田才 雅彦(北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課主査)
- 藤原 秀樹(北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課主査)
- 【事務局】 恵庭市教育委員会

## ■ 計画の枠組み

### 〈計画の目的〉

史跡カリンバ遺跡は、恵庭市黄金地区の旧カリンバ川流域に所在します。

この史跡は、今から約3,000年前、縄文時代後期中葉から晩期前葉にかけて墓域を伴う集落が営まれた遺跡で、多量の漆製品が検出された段丘上の土坑墓群と、生活・作業空間として機能していた低地部が残されており、特に、後期後葉の土坑墓から出土する漆製品は、質・量とも他に類を見ないものです。豊富な副葬品をもつ土坑墓群と数多くの大型合葬墓は、縄文時代の埋葬習俗、装身文化、漆工技術を考える上で極めて重要です。

これが評価され、カリンバ遺跡は、平成17年に国の史跡に指定されました。また、大型の合葬墓から見つかった多種多様な装身具類は、平成18年に国の重要文化財に指定されました。

カリンバ遺跡は、史跡と重要文化財に指定された国内でも数少ない遺跡であり、全国的にも貴重なこの遺跡を、良好な状態で後世に引き継ぎ、史跡と重要文化財の保護と活用を目的とした整備計画の推進が求められました。これを受け、恵庭市は、平成20年5月に「史跡カリンバ遺跡整備基本構想」、平成23年3月には「史跡カリンバ遺跡保存管理計画」を策定し、さらには、これらを基に、平成28年3月「史跡カリンバ遺跡整備基本計画」及び「史跡カリンバ遺跡整備基本計画別冊 恵庭市埋蔵文化財センター編」を策定しました。

この基本計画は、貴重な史跡カリンバ遺跡を保存整備し、恵庭市の文化遺産の拠点として市民を始めとする多くの人々に活用され、遺跡の価値を損なうことなく次世代に伝えることを目的としています。

学校教育や生涯学習教育の場所になり、また、地域の特性を活かした市民との「協働」による地域共同体の形成に資する格好の場所と機会になります。さらに、恵庭市民憲章の「知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう」にも繋がるものです。



5人が埋葬された大型合葬墓



漆塗り櫛（重要文化財）

## 〈対象範囲〉

史跡カリンバ遺跡は、恵庭市黄金南5丁目と黄金中央5丁目に位置します（図1）。

計画の対象は、史跡指定地とその周辺の史跡関連用地及び史跡周辺地区からなります（図2）。史跡指定地は、段丘面と低地面に分けられ、段丘面は団地中央通地区で東西に分割されることから、それぞれ東地区、西地区とし、低地面は北地区としました。団地中央通地区は、大型合葬墓が4基検出されましたが、道路建設により削平されたため、史跡指定地とはなっていませんが、団地中央通地区の大型合葬墓から出土した漆製品や玉類等は、重要文化財に指定されています。史跡指定地においては、地下にある遺跡を痛めることのないように現状保存していくことが最も重要です。

一方、現状保存を第一義としながらも、公開・活用についても検討する必要があります。恵庭市では、公開・活用に資する目的で、史跡関連用地を確保しており、史跡関連用地は、南西側周辺地区①・②、南東側周辺地区があります。また、史跡に隣接する北東側周辺地区（カリンバ自然公園）も計画地域に含め、これらを一体とした公開・活用と景観保全を計画しています。

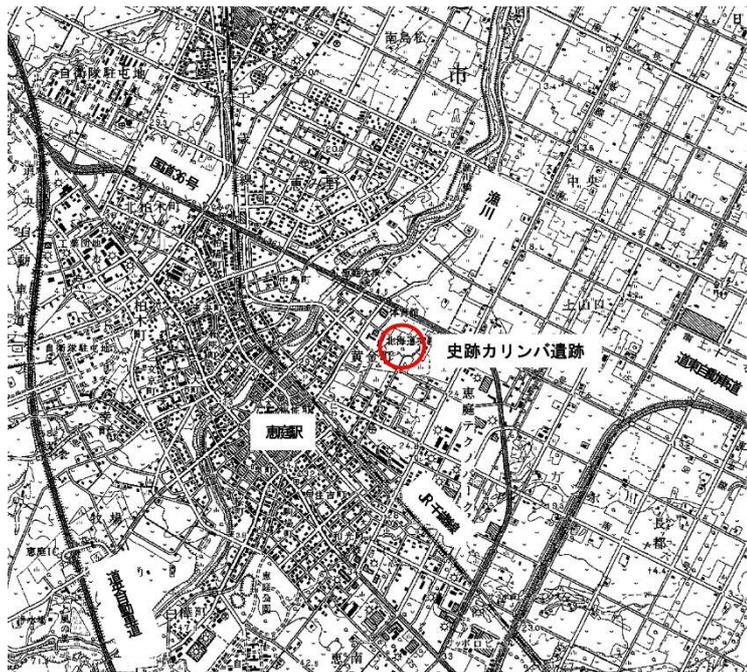


図1 史跡カリンバ遺跡の位置



図2 基本計画の対象範囲

## ■ 保存に至る経緯と史跡指定地の状況

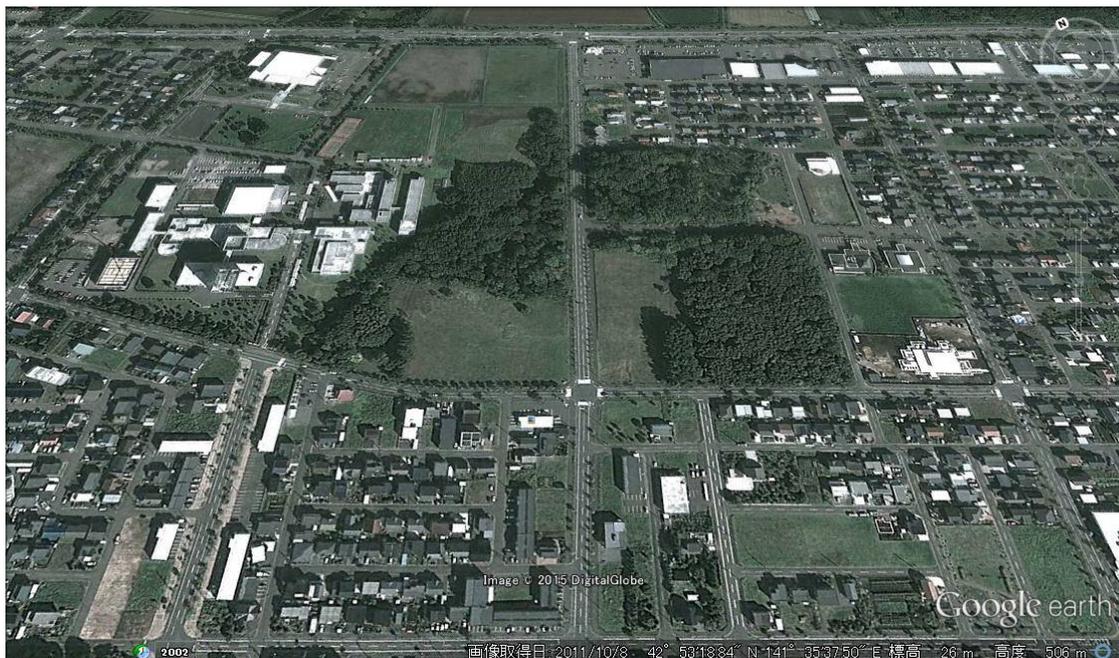
カリンバ遺跡は、平成 11 年に市道団地中央通整備に伴う発掘調査が行われ、その際に、縄文時代の土坑墓が多数検出され、縄文後期後葉の土坑墓群からは漆塗りの装身具類が多数出土しました。特に、大型合葬墓 4 基には多種多様な装身具が副葬されていました。

平成 12 年には市民の間で遺跡の保存を望む声が高まり、遺跡の保存と整備を目的にカリンバ遺跡整備検討委員会が組織されました。そして、平成 12～15 年度まで周辺区域を対象に詳細分布調査を実施した結果、団地中央通地区両側の東西地区に縄文時代後期から晩期の土坑墓や竪穴住居跡が広範囲に存在することが判明しました。また、低地面の北地区に同時期の遺跡が存在することも明らかとなりました(図 3)。これを受けて、カリンバ遺跡は、平成 17 年 3 月 2 日に国の史跡に指定され、恵庭市は、平成 18 年 1 月に 42,614.73 m<sup>2</sup>を史跡用地として公有化しました。

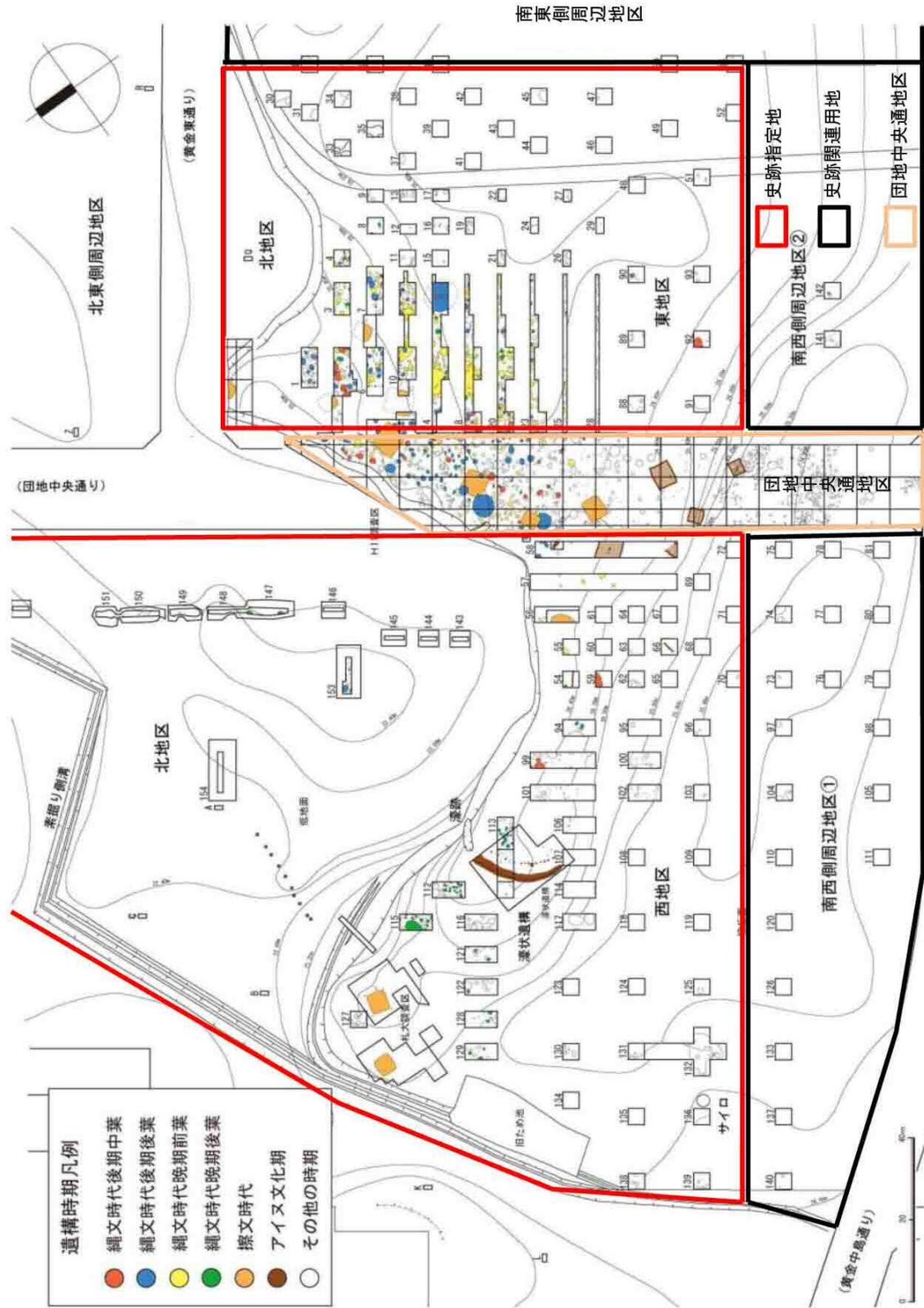
また、史跡指定地南西側の市道黄金中島通に沿う南西側周辺地区①・②の 10,923 m<sup>2</sup>についても、史跡関連用地として市費で購入。史跡指定地南東側の南東側周辺地区 13,527 m<sup>2</sup>も公共用地として取得済みであり、計画ではこの区域も史跡関連用地に含めています。

史跡指定地は、低地面の林の中に旧カリンバ川の流路跡が残り、今も湧水によってわずかな流れがあります。この川で削られた高さ 2～3m の段丘崖により、史跡指定地は、低地面と段丘面に分けられています。段丘面にある東西両地区の現況は、主に草地で、東地区は東端にミズナラ、トドマツの二次林があり、西地区は昭和 50 年代まで農地として使用されており、西端付近には放置された旧溜め池、老朽化したサイロが残っています。北地区の低地面は、北端域の盛土地帯に生えるヤナギ林を除くと、ヤチダモ、ハンノキを主体とする広葉樹林で、隣接する北東側周辺地区(カリンバ自然公園)とほぼ同じ植生です。史跡を中心に行った環境調査では、植物は 65 科 200 種が確認され、希少種のフクジュソウ等も確認されています。

また、動物はチゴハヤブサやニューナイスズメ等、20 科 34 種の鳥類が確認されている他、オシドリ、ナツアカネ、エゾトミヨ等の希少種も確認されています。恵庭駅の北東側に住宅が建ち並ぶ現在では、史跡とその周辺は地域住民にとって貴重な緑地となっています。



恵庭駅側から見た史跡と周辺の様子



## ■ 整備基本計画

### 〈整備項目〉

史跡カリンバ遺跡の整備目的は、史跡の保存を目的とした整備と、出土文化財をもとに遺跡を学習する展示、体験活用のための整備です。史跡の保護を第一義としながらも、景観整備、遺跡の保存と活用のための施設計画、学習し、散策するための遊歩道、遺跡の調査研究等の整備に重点を置き、下記の5項目に分けて計画しています。

1. 史跡の保護
  - ・ 包含層保護 (地表面の保護、遺物包含層・遺構面の保護)
  - ・ 水量の確保 (水文環境調査)
  - ・ 現況地形の把握 (現況図の作成、史跡境界杭の設置)
2. 景観整備
  - ・ 修景 (伐木、障害物撤去)
  - ・ 植栽 (道路縁辺や草地、林地等の植栽)
3. 保存・学習、調査研究
  - ・ 遺構解説板 (土坑墓、竪穴住居跡、チャシ跡、低地面の遺跡)
  - ・ 展示、收藏、体験、調査研究、管理 (ガイダンス施設、埋蔵文化財センター、体験工房)
  - ・ 散策 (遊歩道)
4. 付属施設
  - ・ 休憩 (休憩施設)
  - ・ 安全 (夜間照明、横断歩道表示・信号設置)
  - ・ 便益施設 (駐車場、トイレ)
5. サイン
  - ・ 案内、標識 (説明板、標識、道路標識・看板)
  - ・ 標柱 (史跡標柱)



図4 史跡カリンバ遺跡整備構想イメージ図

## 〈整備基本方針〉

- ・ 史跡カリンバ遺跡への理解を助け、また遺跡出土の重要文化財等の適切な管理・保存のため、南西側周辺地区①に史跡のガイダンス施設を設置します。
- ・ ガイダンス施設で展示・収蔵した遺物を除いて、市内の各遺跡で発掘された重要な遺構と遺物を展示・保管するため、南西側周辺地区①に埋蔵文化財センターを設置します。
- ・ ガイダンス施設と埋蔵文化財センターにおける展示、収蔵は、漆製品や金属製品等があることから空調設備を完備し恒温恒湿を基本とします。また、耐震・耐火、盗難防止等に万全の対策を取り、照明等も熱や紫外線のないものにする等遺物の管理に万全を期します。
- ・ 土器、石器、勾玉、漆塗り櫛レプリカ等の製作体験、小・中・高校生等の歴史学習、市民の活動の場等として使用するために、南西側周辺地区①に体験学習施設を設置します。
- ・ 小学校高学年が理解できる、わかりやすい展示・学習内容とします。
- ・ 車椅子の方、高齢者の方が安心・安全に見学できるようにバリアフリーを基本とします。
- ・ 施設やサイン等は、縄文のたたずまいを感じさせつつも、優れた現代デザインを用いた統一したコンセプトを基本に設計します。

## 〈ガイダンス施設〉

### (1) 基本方針

- ・ カリンバ遺跡から出土した大型合葬墓の複製品と重要文化財の漆製品、玉、土器等を展示、解説します。
- ・ 展示テーマは「赤いウルシのアクセサリー」とし、カリンバ遺跡最大の特徴である漆塗装身具を中心とした展示とします。
- ・ 写真、イラスト及び映像等を多用したわかりやすい内容とし、史跡への理解を深めていただきます。

### (2) ガイダンス施設レイアウトイメージ図

大型合葬墓副葬品等展示室		大型合葬墓展示室	映像展示室
特別収蔵庫	機械室・トイレ・倉庫等	事務室	エントランスホール

### (3) ガイダンス施設各室の概要

区分	室名	面積㎡	備考
遺構展示	大型合葬墓展示室	132	大型合葬墓複製品による遺構展示
遺構・遺物展示	大型合葬墓副葬品等展示室	180	史跡カリンバ遺跡のガイダンス。遺構・遺物展示。耐震・耐火、空調完備
映像展示	映像展示室	40	遺跡の調査風景、縄文時代のカリンバ等
特別収蔵	特別収蔵庫	40	耐震・耐火、空調完備。木製棚。前室あり
事務 その他	事務室	40	
	機械室	30	空調機
その他		140	エントランスホール、トイレ、倉庫等
計		560	

#### 〈埋蔵文化財センター〉

##### (1) 基本方針

- ・恵庭では、縄文時代の結菌式漆塗り櫛が100点以上出土しており、その数は全国の4分の1を占めます。西島松5遺跡では、後期後葉から晩期前葉にかけて、多数の漆塗装身具や玉等豪華な副葬品を伴う土坑墓が確認され、漆製品の質と量は史跡カリンバ遺跡に匹敵します。
- ・市内の遺跡からは、約1,400年前の続縄文時代後期から擦文時代前期にかけての墓が多数発掘調査されています。出土した刀や鉄斧等の金属製品の点数も道内一で、当時の恵庭が北海道の中心地であった可能性も示唆しています。西島松5遺跡で出土した刀や鉄鏃等の土坑墓副葬品は、文化庁の重要考古資料に選定されています。
- ・このように全国的にも貴重な出土品が多数見つかっていることから、史跡関連用地に埋蔵文化財センターを建設します。埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保護、保存・活用を図るため調査研究を行うとともに、出土文化財等の収蔵保管、展示公開並びに文化財保護思想の普及啓発を図る総合的な機能を有する施設です。



西島松5遺跡 漆塗り櫛（市指定文化財）



西島松5遺跡 大刀、小刀、土器（重要考古資料）

(2) 恵庭市の指定文化財一覧

指定史跡・文化財

(平成28年3月31日現在)

・国指定史跡

件数	名 称	所 在 地	指定年月日
1	カリンバ遺跡	恵庭市黄金中央5丁目216番地7ほか	平成17年3月2日

・国指定重要文化財

件数	名 称	所 在 地	指定年月日
1	カリンバ遺跡出土品 397点 (漆製品70、玉類321、サメ歯製品1、土器5)	恵庭市南島松157番地2 恵庭市郷土資料館	平成18年6月9日

・北海道指定文化財

件数	名 称	所 在 地	指定年月日
1	快慶作 阿弥陀如来立像	恵庭市上山口476番地 天融寺	昭和34年2月24日

・恵庭市指定文化財

件数	名 称	所 在 地	指定年月日
1	柏木B遺跡出土品 3点 (石棒2、漆塗り櫛1)	恵庭市南島松157番地2 恵庭市郷土資料館	平成5年3月26日
2	島松沢3遺跡出土品 1点 (有蓋須恵器坏)	〃	〃
3	柏木東遺跡出土品 1点 (蕨手刀)	〃	〃
4	カリンバ2遺跡出土品 1点 (両頭石槍)	〃	平成17年6月16日
5	茂漁8遺跡出土品 1点 (隆平永寶)	〃	〃
6	カリンバ遺跡出土品 696点 (漆製品27、玉類653、石棒4、サメ歯製品11、土器1)	〃	平成20年7月17日
7	柏木B遺跡出土品 152点 (石棒12、玉類140)	〃	平成25年5月7日
8	西島松5遺跡出土品 53点 (漆製品53)	〃	〃
9	柏木川4遺跡出土品 56点 (繊維製品48、土器5、石器1、土製品2)	〃	〃

(3) 埋蔵文化財センターレイアウトイメージ図

1階

図書閲覧室	会議・研修室	トイレ・機械室等	特別収蔵庫
エントランス ホール	事務室	市民交流室	一般収蔵庫

2階

テーマ展示室	出土品整理室	研究室
一般展示室		書庫・写場

### (3) 埋蔵文化財センター各室の概要

区分	室名	面積㎡	備考
遺跡展示	一般展示室	264	柏木B、西島松5、柏木川4遺跡等の展示。耐震・耐火・恒温恒湿
	テーマ展示室	120	特別展。耐震・耐火・恒温恒湿
収蔵	一般収蔵庫	250	木製棚。耐震・耐火・空調
	特別収蔵庫	50	木製棚。耐震・耐火・恒温恒湿。前室あり
サービス	エントランスホール	80	受付・休憩コーナー、ミュージアムショップ設置
	図書閲覧室	100	
	会議・研修室	120	
	市民交流室	30	
管理	事務室	30	
	その他	120	トイレ・機械室・倉庫等
調査・研究	研究室・書庫・写場	100	
	出土品整理室	110	
その他		50	廊下等
計		1,424	

### <体験工房施設>

#### (1) 基本方針

- ・屋内と屋外の体験学習施設。土器作り、野焼き、勾玉作り等の体験、小・中・高校生等の歴史学習、市民サークルの活動の場等として使用します。
- ・展示や図書を見るだけでなく、玉、土器、石器、漆塗り櫛レプリカの製作体験等を通じて縄文文化を学べる施設とします。

#### (2) 体験工房施設レイアウトイメージ図



### (3) 体験工房施設各室の概要

区分	室名	面積㎡	備考
体験工房施設	屋内体験工房室	70	土器、玉、漆塗り櫛等の製作体験
	倉庫等	30	
	野外体験広場	200	土器野焼、石器作り等体験
計		300	

#### ■ 運営及び体制等について

- ・史跡整備の実施にあたっては、市教委内部及び市長部局との協力体制、学芸員を始め事務職員等の整備担当職員の確保が必要不可欠です。また、史跡の運営に際しては、学芸員や事務職員、管理人等以外にも、市民ボランティアや地域住民等の協力が不可欠であることから、ボランティア団体の育成にも努力します。
- ・史跡の整備事業は、市民の理解が不可欠で、史跡の利用者である地域住民の積極的参加は欠かせないものです。そのために事業内容について十分説明し、市民の理解を求めています。
- ・史跡の保護と活用には、地域住民の参画が不可欠であることから、史跡の活用、運営について、町内会やカリンバの会、ボランティア団体等を含め、住民が史跡に対して関わることのできる運営方法を検討する必要があります。地域住民の参画により、利活用が活性化するのはもちろん、地域への愛着心も造成されると考えられます。

#### ■ 利用計画

- ・史跡カリンバ遺跡の利活用については、市教委が市長部局や遺跡のボランティア団体の協力を得ながら進めていきます。市民はもちろん広く道内外の人々に訪れてもらうために、整備にあたってはハードとソフトの両面から進める必要があります。
- ・史跡は、将来へ引き継ぐ貴重な文化財であると同時に、学校教育や生涯教育の場として活用できる素材です。そのためにも祭り、講演会、体験学習会、企画展等の各種イベントを実施し、ひいては、まちづくり、人づくりに役立てる場として活用を図ります。また、住宅地に近い立地を活かし、地域住民が散策等日常的に利用できる場となるような運営・管理計画を立てます。

#### ■ 整備事業の進め方について

- ・史跡カリンバ遺跡及び周辺の整備は、本基本計画に従い、文化庁並びに北海道教育委員会等と協議しながら事業を進めていく。基本計画の策定後は、基本設計、実施設計、各種整備へと順次進めていく方針である。各種整備は、ガイダンス施設設置と史跡の環境整備を優先し、体験工房施設の設置はその後に位置付ける。ただし、それぞれの実施時期については、今後、庁内及び関係機関等との協議を経て進めていくこととする。
- ・なお、埋蔵文化財センターの建設については、本計画の別冊として取扱い、整備等については別途検討していくこととする。

以上